

会務活動等運営委員会から 育児による免除大幅拡充

会務活動等運営委員会委員長 吉川 純(33期)

さる3月16日の臨時総会で、会務活動等に関する 会規(以下「本会規」という)の一部改正が全会 一致で可決承認され、4月1日より施行されている。 今回の改正を一言でいうと、少子高齢化対策に取り 組む当会の姿勢を積極的にアピールすべく、会費免 除の拡大等と平仄を合わせつつ、出産・育児に関す る会務活動等の免除の範囲を大幅に拡大したことで ある。改正前の本会規3条2項では、出産・育児を 理由とする免除も病気・介護等と同様に「会務活動 等への参加が不可能又は著しく困難 | であることが 要件とされていた(改正前同項1号)。実務上、女 性会員に関しては出産日の属する年度とその翌年度 に関しては自動的に免除が認められてきた。他方, 男性会員からの申請や出産日の翌々年度以降の女性 会員からの申請に関しては、申請会員の方毎の個別 具体的事情に応じて、上記の不可能又は著しく困難 との要件を充足するか否かが慎重に審査されてきた。 このため、当委員会においても、育児に伴う相当の 負担が生じていることは認定しつつも、執務状況等 に照らし参加が著しく困難とまでは言えないとして.

やむを得ず免除不相当とする事案も少なくなかった。 今回の改正では、出産・育児を、病気・介護等(1号) とは別個の独立の免除事由として、各々独立させ、 所定の要件に該当する会員に関しては、参加が不可 能又は著しく困難であるか否かを問うことなく、自 動的に免除の対象とすることとした。

まず、出産に関しては、3条2項6号で、出産日の 属する年度及びその翌年度に関しては無条件で免除 となることが明記された。この出産による免除は、 その性質上、女性会員の方に限られる。同項7号に おいては、育児を出産とも別個の独立の免除事由と して規定し、当該年度において満6歳未満のお子様 のある会員及び当該年度において満6歳未満の子 以外の方を扶養される会員が対象となることを明記 した。男女を問わず、現実に育児に従事されることも 要件でない。但し、育児による免除は、お子様一人 当たり2年度を限度とする(3条2項柱書後段)。前 記7号所定の要件を満たす範囲でいずれの年度に関 し免除を申請するかは、各会員の方の選択に委ねら れる。

会務活動等に関する会規 新旧対照表

新

本則

(会務活動等への参加義務免除等)

第3条 (略)

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する弁護士会員に対し、その申出により、一定の期間 (第7号に該当する者については、子又は扶養される者1人につき2年度を限度とする。) を定めて、会務活動等への参加義務を免除することができる。

(1) 病気______, 介護, 看護その他これに準ずる理由により会務 活動等を行うことができず, 又は著しく困難な者 (第3号に該当する 者を除く。)

(2)~(5) (略)

- (6) 申出に係る年度中に出産し、又は当該年度の前年度中に出産した 者(第3号に該当する者を除く。)
- (7) 申出に係る年度中に当該年度の4月1日において満6歳未満である子を養育し、又は子以外の満6歳未満の者を扶養する者(第3号に該当する者を除く。)

<u>(8)</u> (略)

3 (略)

本則

(会務活動等への参加義務免除等)

第3条 (略)

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する弁護士会員に対し、その申出により、一定の期間

ΙH

を定めて、会務活動等への参加

義務を免除することができる。

(1) 病気<u>、出産,育児</u>、介護,看護その他これに準ずる理由により会務 活動等を行うことができず,又は著しく困難な者(第3号に該当する 者を除く。)

(2)~(5) (略)

(新設)

(新設)

(6) (略)

3 (略)

今回の改正により、女性会員の方は、お子様お一人につき、出産2年・育児2年の合計4年度に関し、男性会員の方は育児で計2年度に関し、免除を受けられることとなる。改正後の本会規の具体的な運用等に関しては、当会ウェブに掲載の会務活動等に関するQ&Aをご参照願いたい(TOPページ⇒「会員サイトへ」⇒ログイン後、「委員会」⇒「委員会一覧」⇒「会務活動等運営特別委員会」⇒「Q&A」)。なお、改正の施行日は、本年4月1日であり、附則等において遡及効も規定されていない。従って、昨年度(2014年度)の会務活動等の免除申請に関しては、本年4月1日以降になされた場合においても、改正

前の基準に従い「参加が不可能又は著しく困難」との要件の有無を個別具体的事情に基づき判断させていただくこととなる。このため、改正前に関するQ&Aも当面掲載を継続する所存である。どうぞご理解いただきたい。末筆ではあるが、昨年度理事者の方々のご尽力と会員の皆様のご賛同により、当委員会の悲願であった出産・育児に関する免除の大幅拡充が実現したことに、感謝の意を表したい。

*問い合わせ先:会員課 TEL.03-3581-2203